

被災された皆様へ

8月27日から大雨により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武雄市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げ早期の復旧に努めているところです。一日も早く、皆さまが元の生活を取り戻せるよう取り組みを行いますので、ご支援とご協力をお願いします。武雄市をはじめ、様々な機関からの支援を受けられる可能性があります。支援情報を一覧にしましたので、ご活用ください。

なお、支援を受けるには「被災証明書」、「被災証明書」が必要な場合があります。申請等については税務課までお問合せください。(税務課 ☎0954-23-9220)

※支援制度にはそれぞれ申請期限がありますのでご注意ください。また現地確認等を正確に行うためにも早めの申請をお願いいたします。

支援制度一覧

支援メニュー	支援内容	問合せ窓口	必要書類		被害状況				受付開始
			被災証明書	被災証明書	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
被災者生活再建支援金	災害により、住宅が大規模な被害を受けた方に、生活再建のための支援金を支給します。	復興対策室 0954-27-7510	必要	-	○	○	△	-	10/7
災害見舞金の支給	武雄市に住所を有する方(法人又は団体除く)で、災害により住居が全半壊、住居が床上、床下浸水した世帯、または、負傷者でその治療に1月以上の入院加療が見込まれる者に対して給付する見舞金です。	福祉課 0954-23-9235	必要	-	○	○	○	○	受付中
災害義援金	武雄市に寄せられた義援金を被災の状況に応じ配分します。	復興対策室 0954-27-7510	必要	-	要問合せ				未定
災害弔慰金の支給	災害により、亡くなった方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	福祉課 0954-23-9235	-	必要	-	-	-	-	受付中
災害障害見舞金の支給	災害により、負傷し又は疾病にかかり、それが治ったときに精神又は身体に重度の障がいを受けた方に災害障害見舞金を支給します。	福祉課 0954-23-9235	-	必要	-	-	-	-	受付中
災害援護資金の貸付	災害により、住宅が全半壊または家財の損害など被災を受けた方に、一定の要件(所得制限等)のもと、生活再建のための援護資金を貸付します。	復興対策室 0954-27-7510	必要	-	○	○	○	△	10/7
水道料金下水道使用料の減免	災害により、床上床下浸水した事業所を対象に水道料金、下水道使用料を免除または減額します。	水道課 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118	-	-	○	○	○	○	受付中
便槽くみ取り手数料助成	便槽に被害を受けた事業所に対して、し尿の汲み取りに要する費用を災害直後分のみ全額助成します。	環境課 0954-27-7163	-	-	-	-	-	-	受付中
信用保証制度 [セーフティネット] [保証4号]	経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図り、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行います。制度のご利用を希望する方は武雄市による認定が必要です。	商工観光課 0954-23-9237 武雄商工会議所 0954-23-3161 武雄商工会 (北方)36-2111 (山内)45-2505	-	-	要問合せ				受付中

○……………り災証明等により被害状況が○に該当する場合は原則として対象となります。

△……………り災証明書等により、被害状況が△に該当する場合は対象となる可能性がありますので、お問合せください。

武雄市への 支援金・義援金のお礼

この度の令和元年8月豪雨に対し、市内外から企業、団体、個人の皆さまよりたくさんのご支援をいただきました。ご支援を賜りました皆さまに心よりお礼申し上げます。



災害からの復旧を支える存在として地域だけでなく全国から集結した、たくさんの方のボランティアの皆さんがいます。武雄市社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの呼びかけにより集まったボランティアの数はなんと約5200人、民間のボランティアセンターを含めると約7000人が、遠くは東北や関東から、個人や団体で仲間を募ってご参加いただいています。皆さんには被災した家屋の土砂の掻き出しや清掃、ごみの仕分けや消毒など残暑の厳しい中作業にご協力いただき、一歩ずつ復旧へと近づいています。たくさんのご支援をいただき、誠にありがとうございます！



＼災害に関する写真をお寄せください！
今回の豪雨災害の検証と今後の災害対応に活かすために、皆さまが撮影された写真をご提供ください。
《提供方法》
○広報課アドレス(kouhou@city.takeo.lg.jp)もしくは武雄市役所フェイスブックメッセージで送ってください。
○メール本文、またはテキストで①撮影者氏名、②撮影場所、③おおよその撮影時間、④提供者氏名、⑤提供者のご連絡先を記入し送付ください。

《なお、送付いただく際は次の項目に了承いただいたものとします。》
○ご提供いただく写真(以下、「写真」という)の著作権は、撮影者に帰属します。
○写真は、武雄市が発行する冊子やホームページ、SNSなどに使用させていただきます。
○写真は、提供者本人が撮影したもの、またはご家族等が撮影されたもので、本人の了解を得たものに限ります。

お問合せ／武雄市役所広報課

TEL 0954-23-9121